

指定行動援護事業所
指定生活介護事業所
指定共同生活援助事業所
指定施設入所支援事業所

} 管理者 御中

横浜市健康福祉局障害福祉課長 佐藤 祐子
障害支援課長 上條 浩

重度障害者支援加算等に係る

「支援計画シート等」の書式について（通知）

日頃より、本市障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月の報酬改定に伴い、行動援護サービス提供時に「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」（以下、「支援計画シート等」という。）の作成が必須化（※ 1）されるとともに、共同生活援助・施設入所支援において、「支援計画シート等」の作成が要件となる加算が新設されました。（※ 2）

また、平成 30 年 4 月の報酬改定により、生活介護において「支援計画シート等」の作成が要件の一つとなる「重度障害者支援加算」が新設されました。

これらの加算等において要件となる「支援計画シート等」の書式については、国から統一した書式が示されておりませんので、次のとおり取扱いいただきますようお願いいたします。

※ 1：平成 30 年 3 月 31 日までの間は、「支援計画シート等」が未作成においても減算を行わない。

※ 2：研修受講・支援計画シート等に係る経過措置あり。平成 31 年 3 月 31 日まで 1 年延長。

（施設入所支援の経過措置は、平成 27 年 3 月 31 日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所に限る。）

1 支援計画シート等を作成するサービス及び各種加算等

支援計画シート等を作成することが基準又は加算の要件となっているサービス種別及び加減算は次の表のとおりです。

サービス種別	支援計画シート等の作成に係る加減算
行動援護	支援計画シート等未作成減算（作成していない場合）
生活介護	重度障害者支援加算
共同生活援助	重度障害者支援加算
施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）

※生活介護・共同生活援助の重度障害者支援加算、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）については、「当該事業者において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該者に係る支援計画シート等を作成すること。」とされています。

【裏面有】

2 作成すべき「支援計画シート等」の内容

(1) 上記1の各加減算において要件となる「支援計画シート等」とは、次のとおりです。

- ① 支援計画シート
- ② 支援手順書兼記録用紙

※ 別添の「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日障障発0331第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出）にある「(参考1) 支援計画シート(例)」及び「(参考2) 支援手順書兼記録用紙(例)」を参考に、各事業所の状況に応じた「支援計画シート等」の策定を行って下さい。

※ 行動援護に関しては、横浜市が発行している「横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』(第4版)」P90・91に掲載の「支援計画シート(記載例)」支援手順書兼記録用紙(記載例)」(参考3・4)も参考として下さい。

(2) 「個別支援計画」と「支援計画シート等」は内容が異なるため、別立てで作成してください。

担当 横浜市健康福祉局障害福祉課
事業者育成担当【行動援護】
電話：671-2402

横浜市健康福祉局障害支援課
在宅支援係【生活介護(多機能型拠点、障害者地域活動ホーム)】
電話：671-2416

事業支援係【共同生活援助】
電話：671-3565

事業支援係
【在宅支援係管轄以外の生活介護事業所、施設入所支援】
電話：671-3607